

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

### 1 用語の定義

- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を通報するとともに、通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 遠隔起動装置とは、火災通報装置本体が設けられた場所以外の場所に設けられる火災通報装置の手動起動装置をいう。
- (3) 端末機器とは電話回線に接続して用いる機器をいう。
- (4) アナログ端末機器とは端末機器のうち、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。
- (5) デジタル端末機器とは端末機器のうち、パソコン等デジタル信号を発するものをいう。
- (6) TA（ターミナルアダプター）とは、アナログ端子機器をデジタル加入回線に接続するための信号変換装置をいい、火災優先接続型TA以外のTAをいう。
- (7) 火災通報装置対応TAとは、TAのうち、火災通報装置が発する信号をISDN回線に対応するものに変換できることについて、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。
- (8) 火災通報優先接続型TAとは、火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に火災通報装置が発する信号を他の端末機が発する信号に優先してデジタル加入回線に接続し送出する機能を持ったものをいう。
- (9) DSU（デジタルサービスユニット）とはISDN回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置で、ISDN回線の終端に接続するものをいう。
- (10) 火災通報装置対応TA等とは火災通報装置対応TAとDSUを接続したもの（DSU内蔵型の火災通報装置対応TAを含む。）をいう。
- (11) 火災通報優先接続型TA等とは火災通報優先接続型TAとDSUを接続したもの（DSU内蔵型の火災通報優先接続型TAを含む。）をいう。
- (12) アナログ端末機器用端子とはアナログ端末機器を接続するための端子をいう。
- (13) デジタル端末機器用端子とはUSB端子、シリアル端子、S/T端子等デジタル端末機器及びTAを接続するための端子をいう

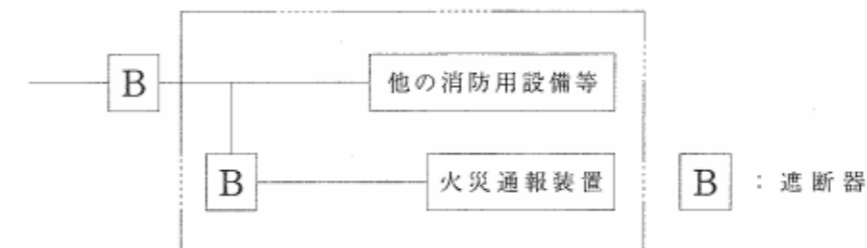
### 2 火災通報装置

#### 電源

ア 火災通報装置の機種に応じた電源を確保すること。

なお、常用コンセントを電源とする場合は、コンセント部分に「火災通報装置用」である旨を明示し、供給が中断されない措置を講ずること。

イ 火災通報装置及び他の消防用設備等に障害をおよぼすおそれがない措置がなされている場合に限り、他の消防用設備等の電源と共用することができる。（第12-1図参照）



12-1図 他の消防用設備と共用の例

ウ TAには、予備電源を備えること。なお、当該予備電源は、密閉型蓄電池とし、密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼用することができる。

#### 機器

告示（平成8年2月消防庁告示第1号）適合品又は認定品を使用すること。

#### 設置場所

ア 省令第25条第2項の規定により防災センター等（防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所））

イ アの部分複数ある場合には、1つの場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。



西日本防災システム

NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



## 火災通報装置 技術基準 西日本防災システム

火災通報装置

ウ 火災通報装置をデジタル加入回線に接続するためのTAは、当該火災通報装置と同室に設けると。

エ TAには、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すこと。

### ISDN回線への火災通報装置の接続方法

火災通報装置は、次の方法により火災通報装置対応TA等を介してISDN回線に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に附しておくこと。

ア 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合（第12-2図参照）

- (ア) 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
- (イ) 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合は、アナログ端末機器用端子及びデジタル端末機器用端子にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、デジタル端末機器用端子に接続するデジタル端末機器又はTAの送受信情報量を128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタル端末機器又はTAを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

イ 火災通報優先接続型TA以外のTAを用いた場合（第12-3図参照）

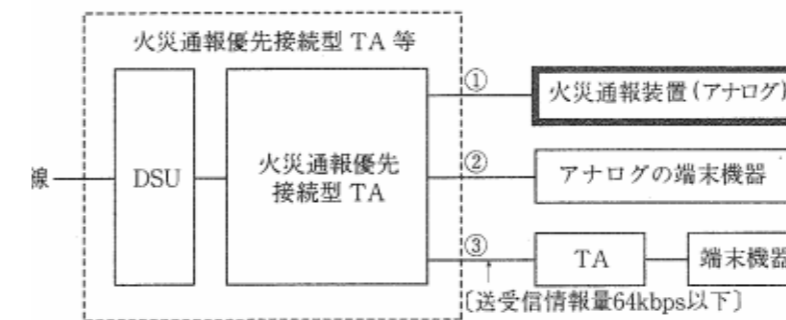
- (ア) 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
- (イ) ISDN回線における1の信号チャンネルを火災通報装置専用として確保する必要があることから、火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに1個のみ接続すること。
- (ウ) デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。
- (エ) デジタル端末機器用端子には、他のTAを接続しないこと。

### 機能

- ア 火災通報優先接続型TAに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。
- イ 火災通報優先接続型TAは火災通報装置を起動した場合には、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされていること。
- ウ 火災通報装置対応TAの機能等は、火災通報装置の音声信号を正確にISDN回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること。
- エ 火災通報装置対応TAの機能等は、消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。

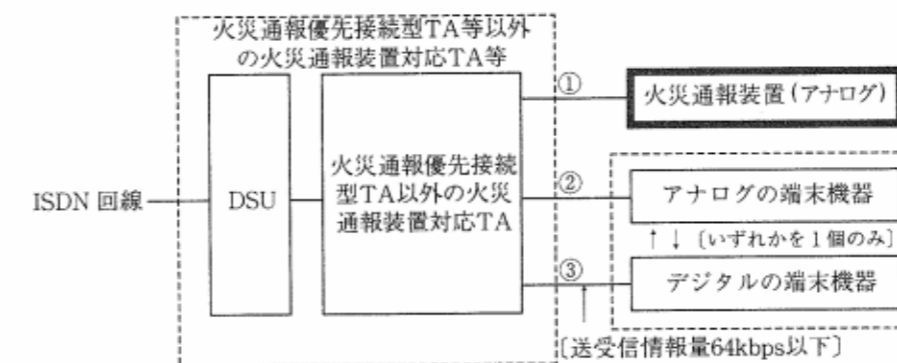
オ 火災通報装置対応TAの機能等は、常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。

火災通報装置との接続を認めているのは、加入電話回線の他、ISDN回線のみであり、IP電話等の通信サービスへの接続は認めていない。



12-2図

- 1 火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
- 2 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合は、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又はTAの送受信情報量を128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又はTAを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。



12-3図



西日本防災システム  
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ



## 火災通報装置 技術基準 西日本防災システム

### 火災通報装置

- ※1 火災通報装置は、①（アナログの端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
- ※3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。
- ※4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他のTAを接続しないこと。

### 3 遠隔起動装置

- (1) 遠隔起動装置の設置できる個数は個々の火災通報装置の性能によるもので、増設電源装置を設けること等により、火災通報装置の機能を保全すること。
- (2) 専用電話機のない遠隔起動装置を設置する場合には、火災通報装置の設置する場所に消防機関からの通話ができるよう体制を整えること。
- (3) 遠隔起動装置から火災通報装置の間の配線については、耐火配線又は耐熱配線を用いること。

### 4 設置を要しない防火対象物

- (1) 政令第23条第1項ただし書きによるもの
  - ア 消防機関から著しく離れた場所  
神戸市内において当該場所は存しないものとする。
  - イ その他総務省令で定めた場所  
消防機関からの歩行距離が500m以下である場所とは、消防署及び消防出張所から消防車両が通行可能な道路を用いての道のりが500m以下の場所とする。
- (2) 特例（新築も含む）
  - ア 政令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの。（1室2名以下）
  - イ 政令別表第1(6)項イのうち、病床が19以下であるもの。（診療所扱いの施設）
  - ウ 政令別表第1(6)項ロのうち、通所施設であるもの。（夜間無人となる施設）
  - エ アからウ以外の対象物で次の各号に掲げる条件を全て満たしているもの（新築を除く）
    - (ア) 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されている。
    - (イ) (ア)の電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明示されているものについては、政令第32条を適用し、当該設備を設置しないことができる。





## 5 自動火災報知設備との接続

### 条 件

- ア 接続を認める対象物
- (ア) 政令別表第1(6)項イ及びロで自力避難が困難な者が多数入院、入所しているもの。
- (イ) 政令別表第1に掲げる防火対象物((5)項ロを除く。)のうち、建物構造が木造で、かつ、多数が就寝する施設(宿直室、管理人室及びこれらに類するものは除く。)を有するもの。
- イ 前アの対象物で次の各号に掲げる条件を全て満たしているもの
- (ア) 自動火災報知設備が消防法令の技術上の基準とおりに適正に設置され、維持管理されていること。
- (イ) 消防用設備等の点検報告、防火管理者の選任、消防計画の届け出等の防火管理が適正に実施されていること。
- (ウ) 自動火災報知設備の非火災報対策が講じられていること。
- 「自動火災報知設備の非火災報対策の推進について」  
(昭和60年12月4日消防予第134号)
  - 「自動火災報知設備の非火災報対策の推進上の留意事項について」  
(昭和61年11月6日消防予第148号)
  - 「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」  
(平成3年12月6日消防予第240号)

### 接続方法

自動火災報知設備 に準じること。



西日本防災システム  
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd  
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

